



No. 11
75.3.20

関西労働者
安全センター
大阪市北区菅野町59
日レコビル2F内
日岩井会
TEL 06 (358) 2583
郵便振替口座
大阪 315742

内容

主張 激動の75春闘にセンター運動を組織しよう
(1~2P) 特別アッピール 労災輸出と闘う
労働運動の創出を(3P) 労災・職業病と闘う
No. 10 2・15春闘座談会報告(1)(4~5P)
ニュース(6~7P) 学習(7) 災害不注意論をどう
打破するか(8~9P) 労働と法律(10~11P)

一部(カンパ) 40円

激動の75春闘に
センター運動を組織しよう

編 集 部

安保・三池の60年体制危機をのりこえた日本独占資本は、資本輸出―「新植民地」化と、産業の重層化、職場管理の再編強化、差別―分断―強収奪の帝国主義的諸政策の強行の中で、過剰資本を無政府的に拡大・蓄積し、「高度成長」を享受してきた。

一方三池の大合理化攻撃に敗北した労働戦線は、春斗方式で経済斗争を組織しつつも、大合理化攻撃―賃上げ以上の強収奪にあまんじねばならず、日本労働組合の「企業内組合、本工組合」の特質を脱却しきれないまま、大量の下層労働者を放置してしまつた。そして、戦線の内部に、帝国主義者の政策に協力する潮流と、自称「左翼政党」の一部政治集団の指導する社会排外主義の潮流を現出し、強化させてしまつた。

この中にもあつても、うち続く資本の合理化と弾圧に対し、労働者の抵抗は自然発生的に強化していった。だが、決定的に欠けていた事は、労働運動全体の混乱と一部の偏重の中で、労働者階級の運動潮流としてまで、いまだ十分組織され得なかつた事である。

不況便乗の合理化と75春闘

60年代労働戦線の混乱をスキに「高度成長」で10兆円もの過剰流動性を生み、慢性インフレ政策を強行してきた日本独占資本にとって、「アキレスケン」は第三世界における民族解放斗争の高揚とそれに影響された石油等の国内資源の価格引上げ―国有化の動きであった。70年代に入ると、日本独占資本は「買い占め」とカルテルによる物価高騰を強行し、「不況インフレ」を迎えた。

この中にもあつて「高度成長期」に労働戦線がとつてきた、春斗Ⅱ大巾賃上げ・秋斗Ⅱ労働条件改善・年末一次金という経済斗争主導の斗争形態自体、次第に無力化し、74春闘以降は賃斗・反合斗争が統廃、未組織労働者の組織化も急速に進み、新しい労働運動の潮流となりつつある。

現在、独占資本は総需要抑制の不況に便乗して、雇用調整の大合理化攻撃・大巾賃上げ抑制を謀り、「労働組合の政策参加」という「社会契約」をさそい水に、戦斗化しつつある労働組合を一揆に新しい帝国主義労働運動へ再編しようとして画策している。

75春闘は正に「帝国主義体制の温存に協力し、その利益の残リカスで暮らせてもらうか、差別―分断と闘い、賃労働と資本の支配から解放へ進むか」の階級的選択をかけて始まっている。

資本の雇用調整に反撃を

労災・職業病斗争の発展と拡大・下部組織の実力斗争に対し、労働組合の幹部に徐々に対応を変えざるをえなくなってきた。にもかかわらず、75春闘にあつては、大巾賃上げと雇用調整への反合斗争とが十分に結合して組まれていない。

「インフレ早期抑制」を社会的責任とする同盟の幹部は、「大巾賃上げ自給」をかかげ、「労災保険制度の改正」を「福祉政策の積極的推進」にあげ、「高福祉社会の実現と大幅賃上げの獲得」をかかげるJCOの幹部は、労働災害特別補償額の引き上げを「諸制度の改善・諸手当の引上げ要求」にあげること、労働者階級が実力でかちとるべき安全の諸権利を「福祉要求」におしこめ、賃金と同様、独占資本の用意する交渉の席で、解決しようとしている。正に彼らは「ブルジョア自身よりもブルジョア自身の擁護者」であり、独占資本による「隠し労災」をますます補強する役割でしかない。

74「国民春斗」の「枠組の転換闘争」を継続する春闘共闘にあつては、「賃金闘争、人員整理などの合理化に反対するたたかいとともに（私的独占体制と独占本位の経済社会の機構に改革のメスを入れる）質的構造的改革政策をひとつのセットとして要求せざるを得ない」と語りつつも、「雇用合理化と職場の問題点」を有機的に把握られないでいる。そして、職場の安全において、「企業合理化が第三者に及ぼす災害および底辺労働者の災害」を重視して、「労働者は職場の安全が確立されないかぎり、危険な職場では働かないために、職場安全に必要な措置を資本に要求する

ことが緊急の必要事」「（底辺労働者の災害に対し）まず、それらの労働者を組織化し運動を展開しなければならぬ」事をあげつつも、労働行政の民主化¹¹「労働者代表が加わった権限ある監督機構の確立」を要求したり「産業医科大学の設置について、労働者代表を参画させること」を要求。職場・地域で実力で労災・職業病と闘い、安全活動を展開している労働者の闘いと遊離し、医者や弁護士、あるいは労組幹部に闘いを代行させる既製の路線を色こく反映したまま、賃金斗争と職場・地域での安全の闘いを雇用調整に対する反合斗争へ結合する方針をあいまいにしている。

この事は、インフレを招来したものが、高度成長そのものである」と分析し、「総需要抑制の浸透によるインフレと不況、即ち人員整理という資本家的合理化の同時進行」の中で「雇用の維持確保に全力を集中」と主張する新産別にあつても同様である。

75春闘にあつて、このような労働戦線の混乱と偏重の中で、われわれはひきつゞきセンターの階級的立場を進展させねばならない。とりわけ、われわれに社会的に要請されている事は、(1)ひきつゞきセンターの労災・職業病斗争を発展させ、教訓化する中で、早急に資本の雇用調整の合理化攻撃に対し反撃の共斗体制を組織する。(2)無権利状態においやられた大量の失業者、季節労働者、日雇労働者さらには第三世界の労働者との共闘の運動を着実に組織し、有毒・危険業務の下請化・輸出化、産業医大設置・労務管理の強化という帝国主義的再編を粉砕していく。(3)職場・地域での安全衛生の活動体制を組織強化し、やがてくる生産性向上の合理化攻撃に対し反撃体制を準備する事である。



労災輸出と闘う

労働運動の創出を

海外輸出調査委の見解

日本帝国主義の海外侵略は、戦前は露骨に軍事侵略という形をとったのに対し、現代においては「技術援助」「開発協力」という美名によりその侵略・支配の意図をかくしながら、経済侵略という形をとっている。これは戦後、占領軍による上からの民主化の後、六十年安保危機をのりきったブルジョアジーの、六十年代高度経済成長路線の一環としての侵略形態であり、と同時にそれは労働運動の体制内化を内包するものとして存在していた。

しかし、この高度経済成長は一方で労災・職業病の激発を招き、しかも、その労災・職業病は、資本による最適の切り捨て対象である下請け工、臨時工、社外工、出稼労働者、部落民、在日外国人（特に韓国・東南アジア人）労働者にシワよせされ、さらには企業への海外進出によって、現地人労働者へと輸出されつつある。我々、労災・職業病海外輸出調査委の取り組みとする「労災・職業病の海外輸出」「外国人労働力移入」の問題とは、そうした現実に対して、これまでの安全センターを中心とした労災・職業病闘争がいかに立ち向って行くのかを問うものである。もっとも労災・職業病の下請け化は歴史的に見れば、明治の日本資本主義確立期から現象しているものであり、とくに、後発資本主義国として、いびつに急速な発展をせまられた日本においては、その傾向は著しかったと言える。

しかし、とりわけ現在の不況下におけるインフレ状態において資本は増々、労災・職業病の下層労働者への下請け化、一方で労働運動の帝国主義的再編（労使協調）の強化を推進して行くであろう。このような現在は、労働運動にとっても、階級的労働運動とは、という課題が鋭く問われているという点において、まさに正念場なのでもある。

我々調査委は以上のような点を踏まえて、「労災・職業病海外輸出」「外国人労働力移入」を、たゞ突進を暴露して行くということだけではなく、現代において増々重要となりつつある、労働者の差別・分断構造、国際連帯の中身を問うものとして、調査委の成果を、日夜職場で、地域で健闘されている労働者・住民に還元し、共に闘いをつくって行きたいと考えている。

労災・職業病を医療レベル、技術的にしかとらえず、日本への労働力移入を、日本一国の経済事情からしかとらえない、そうした傾向こそが、実は労災源を陰に隠し、労災の下請け化を逆に促進するものとして存在していることをはっきり見抜かねばならない。我々が、労災源除去をそのスロ・ガンとして掲げる以上、労働力商品の安全収奪をめざす資本家のやりくちを看破し、労働者の生活と健康を守る闘いが、いかに根源的な資本に対する闘いとなるざるを得ないかを、もう一度認識する必要があるのではなからうか。



#####

労災・職業病と闘う

#####

シリーズ № 10

2・15春闘座談会報告

75春闘をいかに闘うか (1)

不況便乗の雇用調整攻撃と春闘

○司会 関西労働者安全センターは今年はじめて春闘をむかえるわけですが、われわれの春闘方針を決める前段として、この座談会をもちたいと思います。

「総需要抑制」によりつくられた「不況インフレ」の元で、現在、職場・地域でどのように生産・雇用調整の攻撃がすすんでいるか、それに対しどのような闘いを春闘の中でとりくむべきかということから話をすすめていきたいと思えます。

○小城 京滋の全金の場合でも、昨年の年末一次金斗争の中で若干のレイオフと操短がかけられ、臨時工・パートも含めて配転があった。しかし、この時は大部分の労働者が「そういう事はあかん」ということで、団結をかちとった。それが今年に入って集中攻撃がくると「賃金さえ補償されたら、いいじゃないか」とい

関西労働者安全センターは、今春闘に先立ち、2月15日高槻にて「春闘座談会」をもつた。以下にその報告を掲載する。

編集部

出席者	小城 修一(京滋労職対・準)
	豊田 正義(北摂労職対)
	加藤 芳英(全国出稼組合)
	宮崎 良崎(大阪総評)
	山下 五郎(尼崎労健協)他
司会	高橋 正博(機関紙編集部)

う意識が支配的になり、がんばっていた支部も非常に動揺しています。資本はそのスキをねらって、組合側の有効な反撃体制のないままに、レイオフ、一時帰休などを強行しておる。

今までの本工組合、本工労働運動が問われているだろう。組合員が解雇をうけなければいいと、臨時工・パートの首切に目をつぶっているならば、そのことが自分達にもくる。また、資本の賃上げ抑制はある程度成功している。そういう事実の中で職場労働者が沈滞している状況をどう打ち破っていくか、重要だと思う。

今年の場合、臨時工・パートあるいは高年令者・女性労働者等の首切りなしに、どう賃金を上げていくのかを含め、今までの賃斗、賃上げさえとったらいいという事が問い直されていると思う。

○豊田 松下の高槻工場などの場合は半ドンになっているが、給料は百%補償されている。ところが職場のフン困気はどうかという、労働者は仕事がなくぶらぶらし、動揺しているわけです。労働がとりあげられる事に対する動揺というものが、資本の本当のねらいじゃないか。

大阪の全金では非常に組織攻撃がかけられているが、北摂では日経連講習会で「結局、わが国にも今後はイギリスと同じような社会契約的な労使関係を結ばねばいかん」と強調し、ぼちぼち進んでいる。たとえば、労組役員に監査役へ参加してもらおう、というように。それから、昨年の年末一時金を2回以上に分割して払う事で、不況感をあおって、75春闘に対策している。あるいは、いつもは春闘後に合理化があったが、今年は春闘前にすでに配転の提案が出されたりして、全体として「あんまりがたがたやると会社がつぶれる」という空気が表面に出てきているようだ。

○加藤 去年まではインフレで経済がすすんできたが、今年はむしろデフレの感じで、その中で政府がひきしめをする中で、雇用保険法案とかレイオフとかの不況政策が年末からかけられてきた。「3月ぐらゐまでに消費者物価上昇率を15%以内におさえる」という宣伝を一緒にやり、「賃金をあげるから物価があがる。国民の事を考える」と宣伝の中でやられていく。

それから特に今年は失業保険の改悪があった。失業保険いうたら雇用税の一種で、雇われている者からとられる税金なんです。出稼者の場合は50日の一時金になる。そこでわれわれ出稼組合は「こんなの反対じゃ」と、冬型出稼の場合は51年まで今のようにな90日にする特例を認めさせた。また、雇用保険法案が年末に成立4月1日から施行される。それまで雇用調整基金を渡すのは「現法の失業保険の福祉施設として実施する」という条項による。つまり自宅待機している家を「福祉施設」とみなしているんじゃないか。こんなたくらみにわたしの保険税を使うて、資本家が出している金は資本家間で調整しているだけ。わたしのいう「失業保険のはたしている大きな役割」がどんどんとられておる。

○山下 尼崎では三菱、神鋼、住友の関連下請企業がひしめいている。去年末より計画倒産とか、ボーナスを払わない傾向があった。今年に入ると、まず三菱を中心に下請の閉鎖、特に高年令者層・婦人・それから被災労働者を中心に解雇攻撃がどんどん始まっている。三菱につゞき神鋼の下請にも解雇が始り、それでもあかん時は企業倒産・閉鎖をしているのが特徴です。

倒産しない企業におこっているのは、操短、残業廃止それからレイオフで、残業で生活を維持している労働者にとっては、賃金

がどんどん下っていく。

その中で、僕なんかが一つ感じるのは、比較的安全活動が充実している職場では、仕事が減っても実際は操短もないし、レイオフもとられていない。高い権利意識が絶対に労働時間と賃金だけは確保するということです。

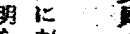
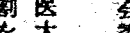
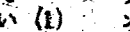
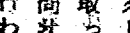
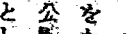
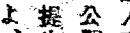
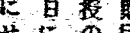
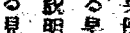
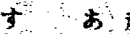
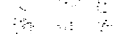
○宮崎 一般的情勢としていわれておるのは「インフレと不況が一緒にきている」という事ですが、こういう75春斗の時こそ、抽象的になるが、相手がピンチなのだから、労働者にとってチャンスじゃないか。このチャンスはどう生かしていくのかという形でみていかなければならない。その点では、職場にかけられている合理化に労働者がいかに主体的に斗っていくのか、この75春斗こそ労働組合の真価が問われる時じゃないかと思う。職場に労働組合を「と」いうけれども、現実にはまだそうっていない。だから、職場では非常に不満がうっ積している。これを75春斗にどうぶつけていくのかという形でしなければならぬ。

秋斗の中ではレイオフをはねのけてきたが、今年は「本請がそういう情勢だから、下請もがまんを」とレイオフがなされている。全金といえども相当攻撃がかけられ「ストライキをやっても賃上げは出さない」という情勢になってきている——これは僕の直観なのですが……。全港湾にもそういうフン囲気をつくっていくのではないか。それから「コストインフレ」宣伝であるが、物価を10%下げるとは、結局賃金を80%下げなければならぬ。「コストインフレ」はおかしいのだ。また、「国民春斗」を「弱い者よついでこい」ということでなく、未組織労働者を組織してがんばらねばならない。

(つゞく)

腰痛闘争に取り組み

編集部



2月11日から8日間にわたって、静岡県伊豆長岡町で全日本港
湾労働組合の76春闘討論会が開かれた。

集会第一日に、昨年関西地本から提案された「労災・職業病
安全闘争に関する全国交流会」が開かれ、約40名の代表が出席。

交流の中でも、関西労働者安全センターに結集する全港湾沿岸
両支部と、兵庫労働者安全センターに結集する神戸支部の報告は、
現場斗争の貴重な経験にもとづくもので、関心を集めた。

また北海道地本から腰痛闘争が報告され、日本海地本からはイ
ンフレ下の労災問題と職業病の認定に対する医師の敵対が報告。
他の地本からもヘルニア、腰痛の発生が報告された。

討論の中で、「全港湾病」＝腰痛問題がとり上げられ、中央執行
部としても全国的な闘いとして取り組む事を確意した。

全港湾の労働者の中でも、特に日雇の条件で働かされる労働者
には、法的に責任企業が明らかにされないため、労災や職業病に
罹っても補償のないまま葬られる場合がほとんどで、それをどの
ように闘うか。また、労災認定を下すための労基局が、斗いを一
たび労働者を取り締むならば、反労働者的に対応してくる事に対
し、どのように闘うかなどが問題提起された。

(五)

労働者・学生が早石を追及

2月24日、全港湾労働者をはじめとする、労働者・学生60名は、
産業医大設立準備財団法人委員会、マスタープラン委員会委員で
ある早石修京大教授の公開説明会をから取った。

説明会は1月29日に提出された公開質問状の、(1)産業医大に対
する見解を明らかにせよ、(2)委員として行われている役割を明ら
かにせよ、(8)委員会の活動の内容を明らかにせよ。の8点につい
ての早石の説明と我々の批判という形で展開された。早石は、

「日頃、公衆衛生関係の研究者の不足を痛感しており、又、労災・
職業病が全国的にも重大な問題となってきたので、公害・労
災職業病の専門家を育成する産業医大の設立は労働者の利益にな
る。」と彼の産業医大設置に対する見解を表明した。

これに対し、全港湾の労働者から、職場において産業医の果し
ている役割に対する実例にもとづく追及がなされ、又、学生から
は、産業医大が現在の安全衛生法路線に基づく労働者管理の更なる
強化である事が、ケイワンプロジェクトチームの果した役割等
の現実に向向している事例に基づき明らかにされた。以上の様な
批判に対して早石は、「産業医大でも労働者の為になる医師が出
てくるはずだ。」と一定の幻想を持ちつつ、「もう一度考えさせて
欲しい。」と回答。公開説明会を再度もつ事を確認して、今回の説
明会を終った。

この後、産業医大設置阻止共闘を中心とする我々は、今回の説
明会の不十分性を総括する中、早石追及の包圍網を形成すべく職
場オルグを中心とする情宣活動の強化を当面の方針として確認した。

(六)

出稼者の権利をかちとろう

全国出稼者西日本大会開かる

2月28日、部落解放センターにおいて第11回全国出稼者西日本大会が開催された。大会には山形、秋田、新潟、四国、九州などから二百五〇名の出稼労働者が集まり、職場での労働条件などの実態、昨年制定された雇用保険法にみる出稼者の権利侵害に対する不安と怒りが訴えられた。

秋田の出稼者で、労災により死亡、出稼組合の斗いにより最近労災認定された故最上氏の夫人も出席され、斗争の経過を報告した。これに対し、沿岸南支部がとりくんでいる浦川氏の労災認定の斗いを報告した浦川夫人と共に、会場から遊動の拍手が送られた。そして、浦川氏の斗いは出稼組合として沿岸南支部と共闘し、認定をかちとるまで斗うことを確約した。

さらに、新幹線工事・保線作業に出稼者が多く従事し、労災とじん肺などの職業病が多発。困窮を中心に、全日建の斗いを支援し、未だじん肺法を適用しない大阪労基局への激しい糾弾を確約。このように、出稼者の権利をかちとる斗いに組織労働者との共闘の強化の必要が訴えられ、最後に、出稼をしなくては食えないようにした農政を改革していく事が問題の根本的解決であるが、無権利状態を強いられている現状に対し、出稼労働者の諸権利をかちとっていくのは出稼者自身の団結の力による斗いのほかにない事を力強く決議して、大会は終わった。

(二)

鄭さんの損害賠償請求 民事裁判に支援を

4月18日、第一回公判

尼崎に住む在日朝鮮人、鄭さんは昨年9月解体業の黒崎産業に運転手として就職した。しかし、その翌日尼崎港で曳船よりスクラップを尼崎港運のクレーンでトラックに移しかえる作業を監視中、落されたスクラップの破片で左目を失明、さらにトラックをおりる際、ぬれていたスチュープで足をすべらせ、頸部を打撲した。鄭さんはこの労災により、唯一の生活の糧であった大型自動車免許を剥奪されてしまった。しかし、抗働にもかかわらず、安全教育をしていなかった黒崎産業は、「見舞金」として月9万円を出すにとどめ、4人家族の鄭さんの生活は苦境に陥った。

鄭さんの相談に応じ、尼崎労働者健康協会は昨年2月、尼崎労基署に労災認定させ、黒崎産業に給与補償を交渉。しかし「治療を主とした軽作業が望ましい」という医師の診断と、本人の働く意思にもかかわらずこの一年間、黒崎産業は仕事を補償せず、労基署も企業と密接に連絡をとり仕事を斡旋しようとはせず、一貫して差別的な対応に終始した。

鄭さんは労健協と協働し、2月25日神戸地裁尼崎支所に訴状を提出。尼崎港運、黒崎産業に対し、大型免許剥奪などに関する損害賠償(総額千五百万円)を要求した。労健協はこの裁判斗争に対しカンパ活動を展開。4月18日の第一回公判にそなえている。関西労働者安全センターに結集する諸君、圧倒的な支援を!

(九)

災害不注意論をどう打破するか(その2)

(文責) 尼崎労健協 山下五郎



五 災害事例報告の活用を重視しよう

前号では災害発生の原因をおおまかに述べました。ところが、災害が発生すると、あらさがしをすれば発生原因の一つの要素に不注意がかさなっているものです。企業はここぞとばかりニタリ顔で「不注意、不注意」と言うことで事をすまそうとするのです。

このような災害不注意論に対し、災害事例報告は現場労働者の安全衛生活動の基礎として、この俗物宣伝を打破る有力な力になります。安全活動の基礎は、パトロール、点検とならんで、ささいな事故も見逃さないつみかさねの日常活動が基本だと思えます。第一に、ささいな事故でも労働組合の安全担当者に報告さすことです。第二に、報告された災害事例の原因をつきとめ、改善点をまとめ、第三に、企業と交渉し改善さす点は改善させることが必要です。

これらのつみかさねの中で、たとえ仲間のうちの間でいさかひがあっても、やがて安全委員会への信頼がまし、災害報告も可能となり、不注意論も克服されてくるのだと思います。安全活動は、つみかさねと信頼の中でこそ日常的に定着するものです。

六 災害事例の紹介

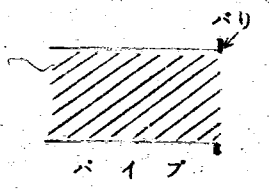
以下の災害事例報告は、尼崎地区全金富士鋼管支部・安全衛生

対策部の同意を得て、対策部発行の「安全ニュース」より紹介するものです。

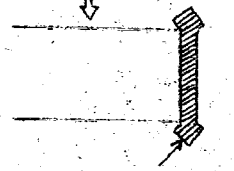
災害事例 (1)

六月七日5時5分頃、検査班にて機械面取りの人が一人欠勤の為、応援作業中、品物が変わり、バイトを合わすためのカバートをはずし作業をしていた時鉄片が右目に入った。

検査班にて対策について全員検討会がもたれた。その結果、バイト合せをする時は、メガネをかける。自分の職場内でも応援に行く時のためその職場で特に守らなければいけない事、危険な所のチェックポイントを作製するという事で話し合いました。



このバリをとるため
バイト合せをする。

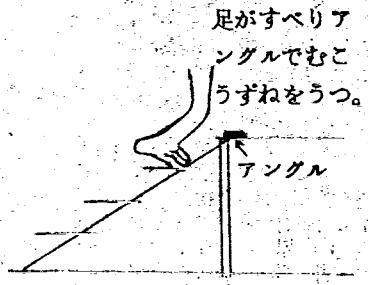


バイトでバリをとる。
この時、バリの一部
が、飛んでけがをした。

災害事例 (2)

(安全ニュースより、原文のまま)

4月16日3時50分頃、油管班にて災害が発生しました。
状況——6号機の素管置場素管を持って行くため素管をクレー



被災内容―たぐちに田中病院にて手当、一針をぬつた。

ンで吊り、玉掛者は素管置台へ登るためタラップに足をかけた所、足がすべりタラップの角でむこうずねを切った。

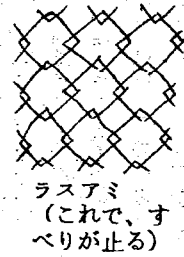
対策―22日の安全委員会の席で行いますが、とりあえず安全管

理者の立てた対策を行う。

それらタラップ構造変更と、

スベリ止めの材質変更(シ

マ鋼板からラスアミにする)



(安全ニュースより、原文のまま)

災害事例 (3)

9月19日2時頃、口締(エアハンマー)にて口締作業中、上部タツプが欠け、右うでに入り、深さ2センチで真すぐ入っているため、鉄片を出すのに3回もマスイをしなからする状態でした。約一時間の取り出し手術の結果では、深さ2センチで骨の一步手前まで入っており取り出しの切開で4針ぬうというケガでした。20日臨時安全委員会をもって対策を検討しました。席上総合委員としては、保護カバー以外には効果のある対策は望めないとしてカバーの取り付けと、自動口締めの計画のあいま

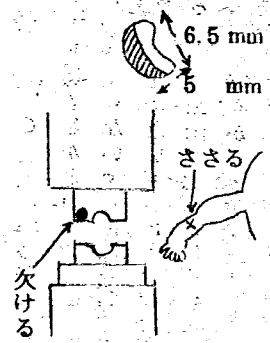
いさ(理研型ですといっておきながらなかなか実施されな(い)を正しました。現在カバーをつけて試運転中です。それにしても、下請関係の人の災害にはいつも感じるんだが会社側に熱意がうすいように思う。

(安全ニュース 原文のまま)

これらの例などは、「不注意」と「運が悪い」で事がすまされそうな例である。

しかし、このように日常おこっていることをくりかえしくりかえし、とりあげ、改善することの中から、不注意論を克服する糸口が見出せるのではないかと思う (つゞく)

下図の大きさの鉄片がウデに入った。



*** 推せん文献 ***

不注意原因説を どう克服するか
 小木和孝
 1973. 12兵庫安全センター記念講演録

不注意原因説を どう克服するのか
 小木和孝
 月刊「いのち」No.77

不注意物語
 狩野広之
 労働科学研究所

説 労働と法律 No. 2

解 一 労災認定申請の手つゞき



前号で労災保険制の構造を明らかにした。この制度は、加害者である事業主が保険金を政府に積み立てておき、労災・職業病が発生した際に被災者に補償を支払うというものである。この制度では政府―基準局が前面に出てきて、加害者（事業主）と被害者（労働者）の関係があいまいにされるので、常に加害者を見失わないよう努力する必要がある。この事をしっかりとおさえながら、次に労災の手つゞきと問題点を(1)運営責任者、(2)申請、(3)認定、(4)補償の順に解説したい。

(1) 運営責任者について

（労働者災害補償保険法第一条ならびに同法施行規約第一条）
労災保険の総括責任者は労働省の労働者労働基準局長であり、その監督・指揮の下で各都道府県労働基準局長が具体的な運営の責任をとる。さらに補償の給付に関しては各地域の労働基準監督署長がその運営にあたり責任を負う。

それゆえ補償給付に関しては、まず監督署長の責任が追及されなければならず、基準局長に対してはその指導と監督の責任を追及しなければならぬのである。

(2) 申請の手つゞきと問題点

A 療養補償（規則第12条）

申請用紙は様式第4号で、治療をうける労災指定病院へ提出する。申請者はいかなる補償にしても原則として本人申請である。

用紙への記載事項は、(1)被災者の氏名・生年月日および住所
(2)事業の名称・所在地 (3)負傷・疾病の発生日時 (4)発生の原因と発生状況 (5)治療をうける病院名・所在地、である。このうち(3)と(4)には事業主の証明が必要とされる。

そこでまず問題になるのは事業主の証明である。特に職業病の場合には労働者の主張する発牛原因を事業主がなかなか認めないのが常である。「事業主が私病であることを証明できない限り職業病である」という原則（戦前の工場法ではこの原則が確認されていた）を確認して、事業主を追及すべきである。

また監督署を利用する方法がある。つまり、事業主の証明（事業主の印鑑）なしで申請書を提出し、監督署に職権による調査をやらせて認めさせる方法である。これにしても闘いが必要である。次に問題になるのは医師が職業病と認めるかどうかである。法律ではこの事に触れてないが、医師が認めない場合には申請書を受けとらないのが現実である。医師が認めない場合は監督署はそれを盾にとって認めないのである。逆に医師が認めただ場合には監督署も認めざるを得ないし、主治医が療養が必要であると言っている間は打ち切ることもできない。

このように医師の役割は重大であるが、現行の医学を修めた医師には、労働と疾病を結びつけて考えない者が多い。だから、労働と疾病を結びつけて考え、労働者と共に闘いに立ちあがる医師達を生み出すことも重要な闘いとなる。

B 労災指定病院以外で

療養を受ける場合（規則第12条の2）

労災指定病院以外でも療養をうけることができる。申請用紙は

様式第7号で監督署に直接提出。記載事項は(1)~(5)まで同じ(3)、(4)については、いかなる申請でも事業主の証明が必要とされる)その他に、(6)療養に要した費用の額(7)労災指定病院でうけなかつた理由(8)傷病名と診療内容である。

(7)については「相当な理由(労災法第13条)」とあるだけだが、「信頼できる医師」というだけで十分な理由になると考えられる。

C 休業補償 (規則第13条)

申請用紙は様式第8号で、ふつう1ヶ月単位で監督署に提出。

記載事項は、(1)~(4)まで同じで、その他に(5)平均賃金・休業期間・療養期間・傷病名・経過、である。休業期間については「事業主の証明、療養期間等については医師の証明が必要である。

大事なのは医師の証明で、医師が療養のため休業が必要であると判断するかぎりは、監督署も認めざるを得ないし、事業主も認めざるを得ない。療養補償と休業補償は表裏一体のものである。

D 長期傷病給付 (規則第18条)

療養補償が3年経過した後監督署長が切り換えの判断をするもので、被災者が自主的にする必要はない。ただし、この切り換えが解雇に悪用される場合がある(詳しくは、(4)補償の項参照)ので、できるかぎり切り換えさせない方がよい。井上油庄の氏は5年間の療養・休業補償をかちとっている。

申請用紙は様式第16号の2、監督署長の勧告で監督署に提出。

記載事項は、A療養補償の場合と同じ。傷病の状態についての医師の診断書も併せて必要。つまり、医師の診断を基準にして、切り換えが決定されるのである。

E 長期傷病給付 (規則第18条)

申請用紙は様式第10号で、監督署へ提出。記載事項は、Aと(1)~(4)が同じ。その他に、(5)平均賃金(6)厚生年金保険の障害年金の額(受給している場合のみ)(7)払い込みのための金融機関名である。(6)は厚生年金との調整のためであって、受給している場合にはその額の半額が労災保険の障害補償から差し引かれる。また(7)は事業主を通さず直接本人に支給するため、事業主とのトラブルや退職後のことが考えられている。

また申請書と併せて、(1)治癒の断判と年月日(2)その時点での障害の部位と状態、についての医師の診断書が必要である。医師の治癒の判断があつて、療養・休業補償が支給される。補償額も医師の診断をもとにして決定されるのである。ここでも、医師の役割は重大である。

F 障害等級の変更 (規則第14条の3)

障害補償年金(1~7級)を受給している、その障害が増悪した場合には障害等級の変更を要求できる。申請用紙は様式第11号で、監督署に提出。記載事項は、E長期傷病給付とほぼ同じで、(8)年金証書番号が増える。これは年金を受給していたことを証明するため、この場合も医師の診断書が必要である。

G 遺族補償 (規則15条の2)

申請用紙は様式第12号で、監督署に提出。記載は、A療養補償の場合とほぼ同じ。他に、(5)遺族代表者の氏名・生年月日・住所を記載。併せて、遺族であることの証明(通常は戸籍抄本)と死亡診断書が必要。この死亡診断書で業務上か否かの判定が下されるのである。(つゞく)文責 河合(京大法学部・自主ゼミ)

資料紹介

パンフ
東亜日報労働者に
支援と連帯をノ
—韓国言論弾圧問題資料集—
都労活発行 200円

パンフ
徹夜監視二年間
—相模補給廠監視団の記録—
TEL 0427-55-2710
1部 300円

資料
労災輸出と闘う
討論集会パンフ
—宇山カーボン・日本計算器
の斗い—
関西労働者安全センター

2月会計報告

関西労働者安全センター・事務局より

2月分の会計は次のとおりです(会計・西川)

収入	1月よりの繰越金	206,368円
	会費よりの収入	92,280
	機関紙販売による収入	18,460
	カンパによる収入	60,965
	計	378,073円

支出	人件費	135,000円 ※
	活動費用	18,890
	事務費用	80,788 ※※
	機関紙No.10の製作費	10,500
	計	245,178円

残高 132,895円

※ 人件費の未納は2月末現在、14万円です

※※ 部屋代・電話代・暖房費を含む。

おしらせ

- 茨木監督署交渉
日時 3月20日(木) 午後2時30分
連絡 北摂労職対・豊田
TEL 0726(96)7754
富田町診療所内
- 定例事務局会議
日時 3月22日(土) 午後6時
場所 関西労働者安全センター事務所
- 京滋労職対(準)打合せ
日時 3月29日(土) 午後6時
場所 京都労働者総合会館
(阪急東院下車、徒歩東へ10分)
- 郷さん賠償請求裁判
日時 4月18日(金) 午前10時
場所 神戸地裁尼崎支所
(国鉄立花下車、徒歩20分)
連絡 尼崎労健協 TEL 06(492)0250

編集後記

今回は75春闘の中で、関西労働者安全センターは
いかに闘うべきか、を中心に編集しました。2・15
座談会でも明らかにされたように、75春闘の前から
すでに雇用調整を中心にした合理化攻撃が「不況」
を理由にすすめられ、生活防衛の大巾賃上げも抑制
されようとしています。現在の「不況」は政府の総
需要抑制によりつくられたものであり、それを労働
者のせいにするのは不当な陰謀です。
75春闘にあたっては、大巾賃上げをかちとるとも
に断固、反合斗争と安全活動を発展させよう。

